

令和5（2023）年度 第3回地域包括支援センター運営協議会 議事要旨

1 開催日時 令和6（2024）年2月28日（水）午後3時30分から午後4時45分まで

2 開催場所 市役所4階 4-3、4-4会議室

3 出席者 【委員：11名】

阿部委員、杉本委員、重田委員、山田（宰）委員、金子委員、渡辺委員、
宮崎委員、青木委員、藍澤委員、池嶋委員、荒川委員

【地域包括支援センター：2名】

西地域包括支援センターまちなか 川瀬社会福祉士、五十嵐保健師

【事務局職員：10名】

福祉保健部 山崎部長

介護高齢課 尾崎課長、金子課長代理、真貝課長代理、佐原係長、直井主任、
大矢主任、伊藤主任、寺尾主査、田中主事

4 会議資料

- (1) 令和5（2023）年度 第3回地域包括支援センター運営協議会 次第
- (2) 資料1-1 令和6（2024）年度 地域包括支援センター業務の委託について（案）
- (3) 資料1-2 令和6（2024）年度 地域包括支援センター委託先一覧（案）
- (4) 資料1-3 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託について
- (5) 資料2-1 令和6（2024）年度 地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針（案）
- (6) 資料2-2 令和6（2024）年度 地域包括支援センターの重点的活動（案）
- (7) 資料3-1 令和5（2023）年度 地域包括支援センター事業評価回答結果一覧表
- (8) 資料3-2 令和5（2023）年度 地域包括支援センター事業評価回答結果まとめ
- (9) 資料3-3 市町村及び地域包括支援センターの評価指標
- (10) 資料4 介護保険法の改正について
- (11) 資料5 西地域包括支援センターまちなか 活動報告

5 会議内容

事務局である尾崎課長が次第に沿って会を進行する。

(1) 開会の挨拶

山崎福祉保健部長が挨拶。

(2) 議事

阿部会長が次第に沿って議事を進行する。

承認事項

ア 令和6（2024）年度 地域包括支援センター業務の委託について（案）

資料1-1～1-3に基づき、事務局が説明。

- ・介護報酬改定に伴い、人件費の控除額を変更したため、委託料の金額が微減している。
- ・委託料の算定方法等、大きな変更はなし。

【意見、質疑応答】

（委員）

東圏域の高齢者人口が、2,933人であり、3,000人を切っている。各圏域の人口の動きも含めてどういう状況になっているのか。

（事務局）

詳細の数字は持ち合わせていないが、いずれの圏域も今後少しずつ減少していく見込み。

（事務局）

市の人口は現在、77,000人程であるが、1年間で1,500人程減少している。今の高校生の数は、600人台であるが、昨年の出生数は320人程であり、半分以下となっている。75歳以上の後期高齢者数は増加しているが、65～74歳の高齢者数は減少しており、今後、高齢者人口も減少していくような状況である。

（委員）

地域包括支援センターの人員体制は、ある程度は現体制を維持していくことになるのか。

（事務局）

職員配置基準は条例により定められており、概ね3,000人未満で2人体制（保健師1人と、社会福祉士又は主任介護支援専門員のいずれか1人）、概ね2,000人未満で2人体制（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうち2人）となっている。東圏域は、現在2,933人であるが、担当圏域の面積の広さ等、様々な状況を踏まえ、今後もしばらくの間は、3人体制を維持していく予定。

（委員）

確かに圏域が広いので、現状の体制を維持していただきたいと思う。

（阿部会長）

承認してよろしいか。

※一同承認

イ 令和6（2024）年度 地域包括支援センター実施方針及び重点的活動について（案）

資料2-1、2-2に基づき、事務局が説明。

- ・実施方針は、大きな変更はなし。
- ・重点的活動は、実態に即して内容を修正した。

【意見、質疑応答】

（委員）

資料2 - 2 令和6（2024）年度地域包括支援センターの重点的活動（案）の1（1）総合相談支援の活動内容に「自ら相談できない方等の把握」とある。地域包括支援センターとして、住民の皆様へ啓発活動をしているが、その多くは、住民の集まりに出向いて啓発活動をしており、自ら相談できない方等の把握というのが中々難しい。チラシを配っても必要ないと言われることも多く、民生委員の方や、開業医の先生方から御連絡をいただき、その都度対応している。これまでの御礼を申し上げるとともに、関係者の皆様におかれては、今後とも地域包括支援センターと連携していただきたい。

(委員)

資料2 - 2 令和6（2024）年度地域包括支援センターの重点的活動（案）の1（1）総合相談支援の活動内容に「断らない相談支援体制の充実」とある。少しネガティブな言葉であり、今までは断っていたのかと思われるかもしれない。言い回しを変えたらどうか。

(事務局)

「断らない相談支援」という言葉は、国としてもよく使用している言葉になる。当市においては、重層的支援体制整備事業を進めていくに当たり、介護の分野だけでなく、障害や様々な分野との連携は既に図られている状況ではあるが、今ある連携をより強化していくことを目指して準備を進めている。御意見いただき感謝申し上げます。

(阿部会長)

承認してよろしいか。

※一同承認

報告事項

ウ 令和5（2023）年度 地域包括支援センターの事業評価結果について

資料3 - 1～3 - 3に基づき、事務局が説明。

- ・例年6月頃に国が実施している調査であり、全国集計結果の情報提供があったため、当市の結果を反映したものを報告する。
- ・概ね全国平均を上回っている結果となった。

【意見、質疑応答】

(委員)

夜間・早朝・休日の窓口設置について、以前も議題としてあったが、元々連絡体制は整えられていたのではないか。

(事務局)

これまでも緊急に連絡を取りたい際は、同法人のケアマネジャー等を通じて連絡したことがあったが、全ての地域包括支援センターの連絡先を把握していない状況であり、この度、体制を整えることとなった。

(事務局)

地域包括支援センターによっては、入所施設に併設されていたり、単独で設置している場合もあり、

各地域包括支援センターにおいて様々である。併設施設の場合は、併設施設に電話することで、その職員や宿直等から連絡を取っていただいたケースもある。ただし、単独設置の場合、連絡を取るのが難しい状況であった。この度、地域包括包括支援センター受託法人情報交換会において、件数は多くないが、万が一の場合には連絡を取らせていただきたい旨を説明し、連絡体制を整えた。これらのことから、次年度の調査ではこの評価項目において○が付けられる見込み。

エ 介護保険法の改正について

資料4に基づき、事務局が説明。

・介護保険法の改正に伴い、以下の2点が大きな変更点となる。

①介護予防支援の指定対象の拡大

現在、市内の居宅介護支援事業所に対して指定申請の案内をしている。多くの居宅介護支援事業所から指定を受けていただける予定。

②総合相談支援事業の一部委託

地域包括支援センターからの要望もなく、実施する予定は現段階でなし。

(委員)

地域包括支援センターの負担軽減のための法改正かと思うが、実際現場としてはどうか。

(委員)

実際にやってみないと分からないが、既に居宅介護支援事業所に委託しているケースについては、負担としてあまり変わらないのではないか。

介護予防支援支援は、直接指定ができるが、介護予防ケアマネジメントは、直接指定できず、これまでどおり地域包括支援センターが実施するか、居宅介護支援事業所に再委託するかという認識で良いか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

利用するサービスの種類によって介護予防ケアマネジメントと介護予防支援を行ったり来たりする場合がある。介護予防支援の直接指定であれば、4,720円だが、介護予防ケアマネジメントの地域包括支援センターからの再委託は、4,020円となり、大きく変わってくる。そのあたりの仕組みをケアマネジャーの方等、御理解されているのかどうか懸念がある。

(委員)

当事業所は指定を受ける予定であるが、現状、予防のケースをあまり持っておらず、今後新たに受けるのも難しい状況。これまでは、介護予防ケアマネジメントの再委託か、介護予防支援の委託を受けるか、どちらにしても地域包括支援センターを挟んでいただが、今後、介護予防支援の直接指定となると、地域包括支援センターを挟まずに直接、居宅介護支援事業所が相談を受けるケースが想定され、そうなるを受けざるを得ない状況になると思われる。

(事務局)

この法改正については、地域包括支援センター管理者からも色々話を伺ったが、やはり地域包括

支援センターの負担軽減を図るための制度改正とはいえ、まず最初の相談窓口が地域包括支援センターであることに変わりはないと思われる。今後、介護予防支援の直接指定となったとしても、地域包括支援センターが全く知らないということにはならず、居宅介護予防支援事業所と連携・情報共有をしていく必要がある。

請求が地域包括支援センターになるか、居宅介護支援事業所になるか月によって変わることがあるため、その都度契約を取り直さなくても良いように、三者契約（1つの契約書）が出来るよう、準備を進めている。

居宅介護支援事業所の立場としては、報酬上のメリットが一番大きい。1件当たり月700円程度変わってくる。そういう意味で言えば、これまで報酬単価が低いことを理由に受託に対して消極的だったものが、少しは改善されるのではないかと。直接指定の場合は、居宅介護支援事業所が給付管理を行うこととなるが、要介護と同じ流れとなるため、件数が多少増えてもそれほど負担にならないのではないかとと思われる。

4月以降、様々な課題が見えてくるかもしれないが、その都度対応していきたい。

オ 地域包括ケアに関することについて（西地域包括支援センターまちなか活動報告）

資料5に基づき、事務局、西地域包括支援センターまちなかが報告。

【意見、質疑応答】

(委員)

認知症サポーター養成講座には、実際私も参加させていただいた。感想・意見・質問の中では、現在、家族の介護をされている方のお話を聞くことができた。経験されている方の話が聞けるのは、勇気ももらえ、今後の参考にもなると思う。今後も続けていただきたい。

(委員)

人集めが大変なように思われる。東本町は、商店街の方以外の方も来られているのか。

(西地域包括支援センターまちなか)

東本町の場合は、商店街の方々に集客をしたが、人数が少なくなりそうだったため、市内の一般の方にも呼びかけを行った。ケンズカフェやシルバー人材センターの方からも呼びかけをしていただいた。

(委員)

今後も開催していただきたいが、資料2-2にあったように、自ら相談できない方やあまり興味のない方に対してどのように啓発していくかが課題かと思われる。

カ その他

(委員)

西地域包括支援センターまちなかについて、令和6（2024）年7月1日から鏡町に移転する。目の前の道が一方通行であり、今までより少し不便となるかもしれないが、御理解いただきたい。

(3) 事務連絡

- ・委員報酬等の支給日は3月21日(木)の予定
- ・地域包括支援センター運営協議会は、基本的に年3回開催しているが、議題内容や開催時期を見直し、次年度は年2回とする予定。

(4) 閉会

尾崎課長が挨拶。